

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

消費税

★ インボイス制における免税事業者の消費税の請求

Q. インボイス制が実施された場合、免税事業者からの仕入は仕入税額控除の対象にならないとのことですが、免税事業者は消費税を請求することができないのですか？

A. 請求できないというわけではありません。

令和5年10月1日からインボイス制が始まり、免税事業者からの仕入は、原則として、仕入税額控除ができなくなります。

現状では、免税事業者や事業者でない消費者から仕入れた場合でも、仕入税額控除の対象になりますので、免税事業者からの売上についても一般的に、消費税を請求しているのではないかと思います。

お尋ねは、インボイス制が始まると免税事業者からの仕入は仕入税額控除ができなくなることから、免税事業者は消費税を請求してもいいのだろうかということなのかと思います。

これにつきましては、消費税法では、免税事業者が消費税相当額を表示することを禁止しているわけではないので、請求しても問題ないのですが、免税事業者は消費税を納付していないことから、**税込金額で請求するか**、もしくは、消費税額としてではなく消費税相当額として請求するのがいいのではないかと思います。

本来消費税法では、消費税の課税取引、消費税の非課税取引の規定しかなく、消費税法に規定する非課税取引以外のすべての取引に消費税が課税されます。

従来から免税事業者だから消費税は課税しませんではなく、免税事業者なので消費税は請求しませんというスタンスではなかったでしょうか。

インボイス制度は消費税の仕入控除に対する規定で、非課税取引の規定ではないので消費税を請求できないものではありません。

ただし、相手の事業者から適格請求書登録番号がなければ「免税事業者なのに消費税を請求するのか」といった取引上のマイナス印象を与えることが明確になります。

消費税は貰った消費税から払った消費税を差し引いて、差額を国に納めるものです。

免税事業者は、消費税の請求がしづらくなり、消費税を含んだ経費は変わらないのでの資金が減少になります。

例えば売上100万円で10万円の消費税を付けて請求して、仕入に80万円で8万円の消費税がかかっていたので、手取りは110万円－88万円で22万円だったのが、

消費税を請求しないと100万円－88万円＝12万円になってしまいます。

それが課税事業者になれば、110万円－88万円＝22万円から消費税分2万円の納付（10万円－8万円＝2万円）となり手元には20万円が残ることになります。

事業者は消費税の仕入控除が出来るので、課税事業者を選択した方が手元に資金が残ることになります。

サラリーマン等の給与所得者は事業者ではないので仕入控除が出来ません。

事業者は、消費税の適格請求書登録番号を取得して仕入控除の適用を受ける方が堂々と得意先に消費税を請求できますし、消費税の申告及び領収書等のインボイスの整理が困難な場合は、簡易課税制度の選択も可能です。

源泉所得税

★ インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収

Q. インボイス制度が開始された後の報酬・料金に対する源泉徴収は、どのようになりますか？

A. インボイス制度が開始された後の報酬・料金に対する源泉徴収は、次のとおりで、現行と変わることはありません。

① 現行の取扱い

原稿料や弁護士報酬などの源泉徴収の対象となる報酬・料金等の中に消費税及び地方消費税の額(消費税等の額)が含まれている場合は、原則として、消費税等の額を含めた金額が源泉徴収の対象となります。

ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの『請求書等』において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額とすることが認められます。

② インボイス制度開始後

インボイス制度開始後においても、上記①の『請求書等』とは、報酬・料金等の支払を受ける者が発行する請求書や納品書等であればよく、必ずしも適格請求書(インボイス)である必要はありませんので、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額とすることが認められます。

ただし、適格請求書登録番号のない請求書であれば報酬・料金等の額と消費税額を明確に区分できませんので原則通り支払総額が源泉徴収の対象になります。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/shikata_r05/pdf/09.pdf

その他

★ インボイス制度の導入と免税事業者への対応

Q. インボイス制度が導入されるに際して免税事業者への対応を考えなければなりません。

ん。何か注意することはありますか？

A. 独占禁止法のほか下請法、建設業法の点からも注意が必要です。

インボイス制度が導入されると免税事業者からの仕入に係る消費税が控除できなくなることから、取引先との取引条件を見直すことが想定されますが、見直しに当たっては、独占禁止法のほか下請法、建設業法の観点からも検討する必要があります。

たとえば、次のような場合は注意が必要です。

- ① 取引上の地位が相手方に優越している事業者が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方と取引を停止する場合
- ② 発注者が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由に、消費税相当額の一部又は全部を支払わない場合
- ③ 元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為により請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_jirei.pdf

<https://www.mlit.go.jp/common/001460590.pdf>

https://www.jftc.go.jp/file/invoice_chuijirei.pdf

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_gaiyou.pdf

<https://www.jftc.go.jp/invoice/>

★ インボイスに不備や間違いがあった場合

Q. インボイスに不備や間違いがあった場合、どうしたらいいのですか？

A. インボイス制度では、売り手である適格請求書発行事業者が交付したインボイスの記載事項に不備や誤りがあった場合は、売り手の事業者は買い手の事業者に対して修正したインボイスを交付しなければならないとされています。

つまり、交付されたインボイスに不備や誤りがある場合は、原則として、買い手が売り手に対してインボイスの修正を求めて正しい内容が記載されたインボイスを交付してもらわなければならないが、買い手がそのインボイスに追記したり修正したりすることはできないこととなっています。

ただし、記載内容に誤りがあった場合に買い手が正しい内容を記載した仕入明細書などの書類を作成し、売り手に交付して確認を受けると、その仕入明細書等は修正インボイスとすることが認められることとなっています。

売り手への修正インボイスの交付方法には、次のような方法があります。

- ① 誤りがあった事項を修正し、改めて記載事項の全てを記載したものを交付する方法
- ② 当初に交付したものと関連性を明らかにし、修正した事項を明示したものを交付する方法

なお、修正箇所を売り手、買い手でそれぞれ修正することは認められません。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/103/02/index.htm>

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/sakusei_nagare/19.pdf